

参考答案  
〔商法〕

## 第1 設問1について

- 1 本件取締役会の決議は有効か。本件譲渡の当事者であるBが議決に参加していることから問題となる。
- 2 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行うが（法369条1項）、当該決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることはできない（同条2項）。
- 3 しかるに、本件取締役会はBのY社に対する株式譲渡の承認の可否を目的とするものであるところ、Bは本件譲渡の譲渡人である。本件譲渡が実行されればBは譲渡対価として3億円もの金員をY社より受領する点について個人的な利害関係を有しているものであり、かかる利害関係は法369条2項にいう「特別の利害関係」に該当する。そうすると、本件取締役会には、本来審議及び議決に参加できないBが審議及び議決に参加しているという点において同項に違反する。

- 4 ここで、取締役会の手続に法令違反がある場合に、当該取締役会の決議の効力がどうなるかが問題となる。株主総会と異なり、法律上特別な訴えの手続きを設けていないため、取締役会における手続の法令違反は、原則として決議自体の無効原因となるが、当該無効原因がなかったとしても決議内容に影響がないと考えられるような「特段の事情」がある場合には、決議は有効と解すべ

きである。

- 5 本件において、Bは本件取締役会に参加してA及びCに対して本件譲渡を承認するよう説得乃至説明を行ったものと推測されるが、それにもかかわらずA及びCは本件譲渡に反対したものであるから、Bが本件取締役会に参加せざりし説得乃至説明を行わなかったとしても、同様に本件譲渡はA及びCの反対により承認されなかったものと考えられる。

- 6 したがって、本件取締役会の決議には上記「特段の事情」があることから、有効であるものと考ええる。

## 第2 設問2について

- 1 Y社は本件株主総会には取消事由がある、又は本件株主総会そのものが不存在であると主張し、法第831条第1項に基づく株主総会決議取消の訴え又は法第830条第1項に基づく株主総会決議不存在確認の訴えを提起し、本件株主総会の決議を争うことが考えられる。

- 2 ここで、Y社は株主総会決議取消の訴えを提起するためには、Y社がX社の株主に該当することが必要であるが、X社はBからY社への株式譲渡について株主名簿の名義書換請求を拒否しているため、Y社はX社の株主名簿上は株主として記載されていない。そうすると、法第130条第1項により、Y社はX社に対して、

株式の譲受の事実を対抗できず、YはX社の株主に該当しないこととなるようにも思われるが、X社が正当な理由なくY社による名義書換請求を拒絶している場合には、同項は適用されず、Y社はX社に対して名義書換手続きを経ることなくX社の株主であることを対抗できるものと考ええる。

3 本件においては、設問1で検討したとおり、本件取締役会において本件譲渡を承認しない旨が有効に決議されている。もともと、本件取締役会の決議の内容に関する通知書がBの自宅に到達したのは本件譲渡の承認を求めた通知書がX社に到達した日である2月2日から2週間以上経過した2月18日であることから、法第145条第1号に基づき、X社は本件譲渡を承認したものとみなされないかが問題となる。

4 思うに、会社法139条第2項は、株式会社が株式譲渡の承認をするか否かを決定したときは、当該承認を請求したものに對し、その決定の内容を通知しなければならぬと定めているが、当該通知の方法については特段の定めはないため、口頭による通知であつたとしても、承認請求者が決定の内容を了知できる以上は同項に基づく有効な通知があつたものと解すべきである。そして、Bは、(特別利害関係人に該当しているとはいえ)本件取締役会に出席し、決議に立ち会っている以上は、当該決議がなされた時点で決議の内容を了知したものであるから、本件取締役会の決議がなされた2月10日の時点で、口頭により法139条2項に基

づく通知を受領したものと考える。

5 したがって、本件においては法第145条第1号に基づくみならず承認は適用されず、会社が本件譲渡を承認しないことを理由として名義書換を拒絶することには正当な理由がある。

6 よってY社はX社の株主ではなく、株主總會決議取消の訴えによって本件株主總會の決議の効力を争うことはできない。

7 また、Y社による株主總會決議不存確認の訴えにより株主總會決議の効力を争うことができるか否かも一応問題となるも、否定すべきである。なぜなら、確かに、株主總會招集通知もれが著しい場合には、株主總會決議そのものが不存だと評価すべき場合もありうるものと解されるが、前述のとおりX社の株主はA及びBであり、本件株主總會招集通知はこの両名に送付されているため、招集通知もれは発生していないためである。

以上